

## 神奈川建築コンクール よくある質問 (Q&A)

神奈川建築コンクールの応募に際して、よく寄せられるお問合せとその回答をまとめています。

Q1:工事完了届の提出も、検査済証も無い建物について、代替えの書類等で応募可能か。

A1:代替えは認められません。募集要領にあるとおり「建築基準法に基づく検査済み証の交付を受けている建築物及び用途変更に係る工事完了届が提出されている建築物」以外は応募対象外です。

Q2 :添付書類として建築計画概要書の写しが必要とありますが、手元にある確認申請時の写しで代替することはできますか。

A2 :代替は認められません。建築計画概要書に記載された方のみが表彰対象者となるため、被表彰者の確認にあたっては最新の建築計画概要書の写しが必要です。必ず各特定行政庁において、現在閲覧に供されている建築計画概要書の写しの交付を受けていただき、添付をお願いいたします。

Q3 :応募者の「担当者」とは誰を書けばよいのでしょうか。

A3:応募書類の不明点についての疑義確認や内容の詳細、また二次審査の対象となった場合、事務局から問合せがあるので、その詳細等について回答できる窓口となる方のご記載をお願いいたします。

Q4 :応募様式に記載する「建築主」「設計者」「施工者」に、何か制限はありますか。

A4:いずれも、建築計画概要書上に「建築主」「設計者」「施工者」として記載された方です。建築計画概要書にお名前がない方を記載することはできません。なお対象者が複数いる場合、建築計画概要書にお名前がある方であれば、応募様式に記載することは可能です（例えば、設計者で「代表となる設計者」以外に「その他の設計者」が記載されている場合等）。

Q5 :応募者がJVです。担当者は複数記載するのでしょうか。

A5 :担当者は、あくまで事務局から内容等について確認する際の窓口となる方です。複数記載する必要はありません。

Q6 :応募対象の建築物が建ってから、事務所の住所が移転しました。事務所登録番号も変更になったのですが、新旧どちらを記載すればよいですか。

A6 :新しい方の住所及び事務所登録番号をご記載ください。旧住所及び旧事務所番号は様式1の備考欄に記載ください。旧住所等の記載がない場合、応募後に確認のご連絡がある場合がありますのでご了承ください。

Q7:様式2はカラーで書いたり、図を挿入したりしても問題ありませんか。

A7:問題ありません。様式2は、応募者の方の裁量にお任せしています。A41枚に収まる範囲内で、ご自由にアピールしてください。

Q8:郵送の場合、同意書は誰の名前で書けばよいでしょうか。

Q8:応募者が法人の場合には社名並びに代表者の方の肩書及び氏名を、個人の場合には応募者の方の氏名をご記載ください。なお、電子申請の場合は応募手続の前に同意書と同一の内容にご同意いただくため、同意書の記載は不要です。

Q9:電子申請での応募を考えています。書類に何か制限はありますか。

A9:応募様式はExcelファイル、各種公文書及び各種図面はPDFでお送りください。なお電子申請システムの仕様上、各ファイルにつき登録できるファイルサイズは10MBまでとなっています。

Q10:添付書類の「その他の図面」とは、どのようなものでしょうか。条件や枚数制限、決まりはありますか。

A10:あくまで「図面」ですので、写真やイラスト、パンフレットのようなもの、図面ではない資料は認められません。建築物の特徴を説明する「図面」がある場合には、必要に応じて添付してください。枚数制限はありませんが、ファイル容量の上限は10MBです。

Q11:コンクールに応募したいと考えています。近日中に県(あるいは市)の窓口に行く用事があるのですが、その際書類を直接持って行ってもよいでしょうか。

A11:窓口での受付は行っておりません。電子申請か郵送でご応募ください。

Q12:建築主が、応募することは構わないが立ち会いや説明等については対応できないとのことなのですが、審査の中で建築主・設計者・施工者の3者が全員立ち会わなければならないときはありますか。

A12:そのようなときはありません。二次審査(オンライン実施)においても、3者のうちどなたかがご説明等していただければ差し支えありません。

Q13:二次審査(オンライン実施)まで進んだ場合、日程調整はできますか。

A13:日程の個別調整は致しかねます。限られた日程で実施しますので、事務局が指定させていただいた日程でのご対応にご協力を願いいたします。